

令和2年5月28日提供

問い合わせ先	
担当課	総務局 人事部 労務課
直通	072-228-7407
内線	5210
FAX	072-228-8823

新型コロナウイルス感染症対策にかかる
市長等特別職の給料減額のための条例改正について

新型コロナウイルス感染症対策にあたり、感染拡大防止と経済活動の両立を図りつつ第2波への体制を着実に整えることで、市民の安心安全を守る決意と覚悟の姿勢を示すため、市長等特別職の給料を減額するものとして、本日、「市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」を市議会に提案し、原案どおり可決されましたので、お知らせします。

記

1 提案内容

市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者について、現在実施している給料減額に加えて、令和2年6月1日から11月30日までの間、下表のとおりさらに給料を減額するもの。

特別職	現行の減額率	当該期間内の減額率
市長	給料月額の30%	給料月額の45%
副市長	給料月額の15%	給料月額の30%
教育長	給料月額の7%	給料月額の9%
常勤の監査委員	給料月額の5%	給料月額の7%
上下水道事業管理者	給料月額の5%	給料月額の7%

※市長、副市長、教育長、常勤の監査委員については、給料月額にかかる地域手当も減額

2 追加減額による効果額

今回の減額率の上乗せによる効果額 … 約430万円